

田原市空家等の適正管理に関する条例（案）の概要

（１）目的

- ・ 空家等の適正な管理に関し、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）に定められた事項のほか、必要な事項を規定。
- ・ 地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全を図り、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与。

（２）用語の定義

- ・ 条例で使用する「空家等」「特定空家等」「市民等」「所有者等」の用語を定義。

（３）それぞれの責務・役割

（ア）市の責務

- ・ 空家等に関する必要な施策を適切に行うこと。
- ・ 所有者等による適正管理と有効活用を促進するために情報提供や助言等の支援を行うこと。

（イ）市民等の役割

- ・ 空家等に関する市の施策に協力すること。
- ・ 特定空家等があるときは、市にその情報を提供すること。

（ウ）所有者等の責務

- ・ 所有又は管理をしている空家等が周辺に悪影響を及ぼさないよう自らの責任において適正な管理を行うこと。

（４）手続及び措置の補完

（ア）手続

- ・ 市長は、空家等が管理不全な状態にある場合、所有者等に対し必要な措置を行うよう助言すること。
- ・ 市長は、空家等の所有者等に対し法に基づく勧告及び命令を行おうとするときは、田原市空家等対策協議会の意見を聴くこと。

（イ）緊急安全措置

- ・ 市長は、空家等が人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす等の危険な状

態が切迫していると認めるときは、その危険な状態を回避するため必要な最小限度の措置を行うこと。

- ・ 措置を行うときには、所有者等の同意を得ること。
- ・ 措置に要した費用は、所有者等から徴収すること。
- ・ 所有者等を確認できない場合は、公告を行うこと。

(5) 関係機関との連携

- ・ 警察その他の関係機関に、情報の提供その他必要な協力を求めること。

(6) 施行時期

平成31年4月（予定）